

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令案等に対する 意見募集の結果について

令和7年6月
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ
法務省民事局

1. 概要

デジタル庁では、「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）の一部を改正する命令」、「電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定に係る指針（平成13年総務省・法務省・経済産業省告示第2号）の一部を改正する件」及び「電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関の調査に関する方針（令和7年デジタル庁統括官（デジタル社会共通機能担当）・法務省民事局長通知）」の案について、以下の要領で、国民の皆様から御意見を募集しました。

○募集期間：令和7年4月28日から同年6月1日まで（行政手続法に基づく手続）

※「電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関の調査に関する方針」の案については、任意の意見募集

○提出方法：電子政府の総合窓口（e-gov）意見提出フォームにて受付

2. お寄せ頂いた御意見

8件

3. 御意見と御意見に対する考え方

御意見と御意見に対するデジタル庁・法務省の考え方は、別紙のとおりです。

4. その他

「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）の一部を改正する命令」、「電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定に係る指針（平成13年総務省・法務省・経済産業省告示第2号）の一部を改正する件」及び「電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関の調査に関する方針（令和7年デジタル庁統括官（デジタル社会共通機能担当）・法務省民事局長通知）」については、本日公布・公表されたところです。

なお、頂いた御意見等を踏まえた修正を行っております。